

4. 手続の概要

許可申請書類（省令7条：宅地造成又は特定盛土等の場合）

- ①許可申請書
- ②次に掲げる図面
 - ・位置図
 - ・地形図
 - ・土地の平面図・断面図
 - ・排水施設の平面図
 - ・崖の断面図
 - ・擁壁の断面図・背面図
 - ・崖面崩壊防止施設の断面図・背面図
- ③鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、構造計算書
- ④災害が生ずるおそれが特に大きいものとして省令で定める土地において盛土をするときは、安定計算書
- ⑤崖面を擁壁で覆わないときは、安定計算書
- ⑥図面を作成する者に一定の資格が必要なときは、資格を有する者であることを証する書類
- ⑦盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- ⑧許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し等
- ⑨許可を受けようとする者が法人であるときは、登記事項証明書、役員の住民票の写し等
- ⑩資金計画書
- ⑪土地所有者等全ての同意を得たことを証する書類
- ⑫周辺地域の住民に周知したことを証する書類
- ⑬県（政令市・中核市）が規則で定める書類

※国、県等の工事に係る協議書類は、許可申請書類に準じて細則に定める予定

4. 手続の概要

標識（省令 87 条：宅地造成又は特定盛土等の場合）

		← 90 センチメートル以上 →		
		{ 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 } 済標識		
↑ 70 センチメートル以上 ↓	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	盛土又は切土の高さ		メートル
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル
	8	盛土又は切土の土量		盛土 立方メートル 切土 立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可または届出担当の都道府県 部局名称連絡先		
		↑ 50 センチメートル以上 ↓		

4. 手続の概要

許可等の対象

区 域	行為	許可・完了検査の対象 (法 12 条、17 条)	中間検査の対象 (法 18 条)	定期報告の対象 (法 19 条)
宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域	土地の 形質の 変更 (盛土 ・切土)	①盛土で高さ 1 m 超の崖を生ずるもの ②切土で高さ 2 m 超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い 高さ 2 m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く) ④盛土で高さ 2 m 超となるもの (①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積 が 5 0 0 m ² 超となるもの (①～④を除く)	右欄に掲げる工事で、 特定工程 を 含むもの ※特定工程（政令 24 条）： 盛土をする前の地盤面又は 切土をした後の地盤面に 排水施設を設置する工事	①盛土で高さ 2 m 超の崖を生ずるもの ②切土で高さ 5 m 超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い 高さ 5 m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く) ④盛土で高さ 5 m 超となるもの (①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積 が 3, 0 0 0 m ² 超となるもの (①～④を除く)
	一時的な 土石の 堆積	⑥最大時に堆積する高さが 2 m 超 かつ面積が 3 0 0 m ² 超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が 5 0 0 m ² 超のもの		⑥最大時に堆積する高さが 5 m 超 かつ面積が 1, 5 0 0 m ² 超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が 3, 0 0 0 m ² 超のもの

4. 手続の概要

規制開始前から施行されている規制対象規模の工事の届出（法21条1項）

- ・新法に基づく規制区域の指定の際、当該規制区域内で行われている規制対象規模の工事については、許可を要しないが、**区域指定から21日以内に、県又は政令市・中核市に届出する必要がある**

千葉県では 令和7年5月26日に区域指定（規制開始日）
令和7年6月16日までに届出（21日以内）

- ・ただし、法の経過措置により、**旧法に基づく規制区域内で旧法の許可（都市計画法の開発許可を含む）を受けた旧法規制対象規模の工事については、届出を要しない**

経過措置（附則2条2項）

旧宅地造成工事規制区域内で旧法の許可（都市計画法の開発許可を含む）を受けた（旧法規制対象規模の）工事の規制は、経過措置期間の経過後（新法の規制開始後）においても、なお従前の例による

※工事着手時期にかかわらず、新法の許可や届出は不要

4. 手続の概要

届出書類（省令52条：宅地造成又は特定盛土等の場合）

- ①届出書
- ②次に掲げる図面
 - ・位置図
 - ・地形図
 - ・土地の平面図
- ③盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真等

4. 手続の概要

規制開始前後の工事の取扱い

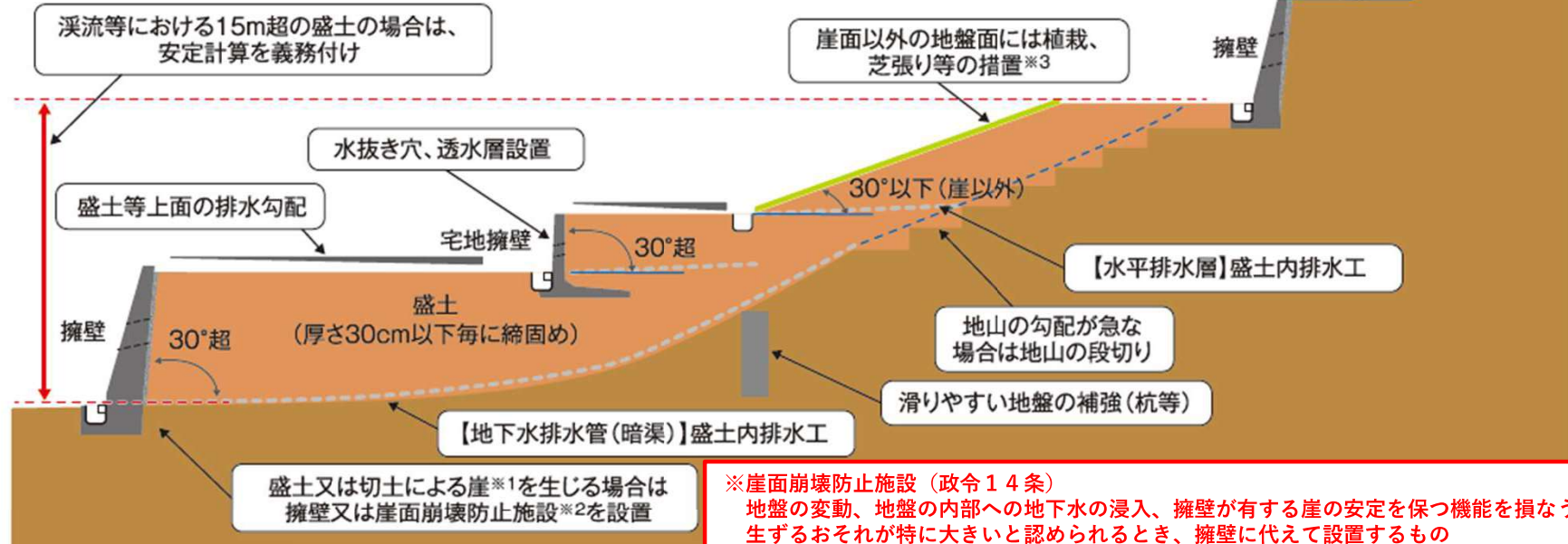
		区域指定日（令和7年5月26日）	対応及び根拠条文
1	旧法の 許可対象(※1) <u>内</u> (※1)旧法に基づく 宅造規制区域内かつ 旧法の規制対象規模 の工事	旧法又は 開発許可 工事着手	○盛土規制法の <u>許可</u> 、 <u>届出不要</u> (附則2条2項) ※旧法または開発許可の 申請中に区域指定された 場合は、盛土規制法に基 づく許可が必要となる
		旧法又は 開発許可 工事着手	○変更申請や検査、行政 処分等は旧法または都市 計画法に基づき実施
2	旧法の 許可対象 <u>外</u>	工事着手 21日以内（令和7年6月16 日まで）に、知事（政令・中核 市の市長）に届出	○盛土規制法に基づく <u>届出が必要</u> (法21条1項) また、同法の <u>許可は不要</u> (※2)
		工事着手	○変更申請や検査、行政 処分等は都市計画法や他 法令に基づき実施 ○工事着手までに開発許 可や他法令の許可とは別 に、盛土規制法に基づく <u>許可が必要</u>

5. 技術的基準

(国土交通省資料)

土地の形質の変更(盛土・切土)

イメージ図(盛土)

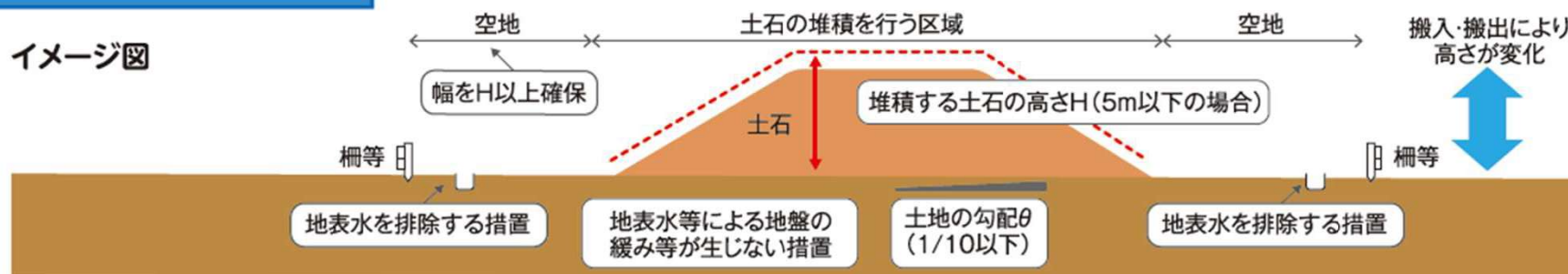


※1「崖」とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。 ※2 住宅等の建築物を建築する地盤には崖面崩壊防止施設(鋼製杭工等)は設置できません。 ※3 道路の路面の部分その他の植栽、芝張り等の措置の必要がないことが明らかな地盤面を除きます。
 ※具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

※県の基準については調整中

一時的な土石の堆積

イメージ図



※堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地が必要です。 ※上記は技術的基準を満たす堆積方法の一例であり、施設を設置すること等により空地の確保が不要となる場合もあります。 ※具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

6. 県・市の事務区分

		都市計画法の開発許可を要する工事 (盛土規制法のみなし許可工事に限る)		都市計画法の開発許可及び盛土規制法の許可を要する工事 (盛土規制法のみなし許可工事を除く)		盛土規制法の許可を要する工事 (都市計画法の開発許可を要しない工事に限る)	盛土規制法の規制開始前から施行されている許可対象工事
		都市計画法 開発許可 完了検査	盛土規制法 中間検査 定期報告	都市計画法 開発許可 完了検査	盛土規制法 許可 中間検査 定期報告 完了検査	盛土規制法 許可 中間検査 定期報告 完了検査	盛土規制法 届出
政令市・ 中核市	千葉市、 船橋市、柏市	市 (法による 権限付与)	市 (法による 権限付与)	市 (法による 権限付与)	市 (法による 権限付与)	市 (法による 権限付与)	市 (法による 権限付与)
開発許可 事務処理 市	市川市、習志野市、 八千代市、松戸市、 野田市、流山市、 我孫子市、鎌ヶ谷市、 成田市、佐倉市、 印西市、白井市、 木更津市	市 (条例による 事務移譲)	市 (条例による 事務移譲)	市 (条例による 事務移譲)	県	県 (1ha未満は 地域振興事務所)	県
	浦安市、大網白里市、 袖ヶ浦市	市 (条例による 事務移譲)	県	市 (条例による 事務移譲)	県	県 (1ha未満は 地域振興事務所)	県
	市原市	同上	県	同上	県	県	県
上記以外	四街道市、八街市、 酒々井町、栄町、 富里市、多古町、 芝山町、香取市、 神崎町、銚子市、 旭市、匝瑳市、 東金市、山武市、 九十九里町、横芝光町、 茂原市、一宮町、 睦沢町、長生村、 白子町、長柄町、 長南町、勝浦市、 いすみ市、大多喜町、 御宿町、館山市、 鴨川市、南房総市、 鋸南町、君津市、富津市	県 (1ha未満は 土木事務所)	県 (1ha未満は 土木事務所)	県 (1ha未満は 土木事務所)	県 (1ha未満は 土木事務所)	県 (1ha未満は 地域振興事務所)	県

：同一工事に県と市が関与

7. 留意事項

盛土規制法に関する問合せ先

千葉県	県土整備部 都市整備局 都市計画課 宅地対策調査室 (※) 電話：043-223-3130 メール：tokei4@mz.pref.chiba.lg.jp HP：https://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/kaihatsukoui/moridokisei.html ※令和7年度より 「宅地安全課 盛土対策室」を設置
千葉市	都市局 建築部 宅地課 電話：043-245-5314
船橋市	建設局 建築部 宅地課 電話：047-436-2690
柏市	都市部 宅地課 電話：04-7167-1146